

# 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、川越都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I 川越都市計画区域の位置等

川越都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県中央部に位置しています。  
また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

### 【3・3・1号 川越志木線】

本路線は、川島町大字正直字宮町を起点とし、川越市大字今泉字西河原に至る延長約14,730m、幅員23.5mの幹線街路です。

### 【3・5・22号 伊草戸守線】

本路線は、川島町大字伊草字上宿並を起点とし、川島町大字戸守字荒神前に至る延長約4,830m、幅員15mの幹線街路です。

## II 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、整備済の都市計画道路について、都市計画との整合性や建築制限の確認、構造の適正さなどの検証を行った結果、3・3・1号川越志木線及び3・5・22号伊草戸守線については一部区域を変更することとしました。

## III 変更の理由

3・3・1号川越志木線は、川越都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4車線での整備が完了しています。  
このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。  
本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。  
また、川島町の川島インターチェンジ南側地区において、産業立地需要の高まりに対応するため、土地区画整理事業を実施する予定です。この事業に伴い、本路線の一部区域を変更するものです。  
併せて、車線数を4と定めるものです。  
3・5・22号伊草戸守線は、川島町内の市街地を南北に縦断する主要幹線街路であり、一部区間について2車線での整備が完了しています。  
このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。  
当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。

## IV 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・1号 川越志木線	約14,730m	4車線 (-)	23.5m	・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・5・22号 伊草戸守線	約4,830m	2車線	15m	・一部区域の変更

括弧内は変更前を示す。

## V 関連する都市計画

本道路の変更と合わせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①区域区分（埼玉県決定）
- ②用途地域（川島町決定）
- ③準防火地域（川島町決定）
- ④地区計画（川島町決定）
- ⑤下水道（川島町決定）
- ⑥土地区画整理事業（川島町決定）